

(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業の実施方針に関する質問回答

実施方針に関する意見回答

No.	タイトル	頁	数	(数)	(数)	加	数)	意見内容	回答
1	公共の支払いに関する事項	5						公共の支払に関する事項は3種となっておりますが、SPCの運営管理経費は共通経費（SPC設立時以降から発生）であるため、各サービス対価に振り分けることが困難であると想定されます。従いまして共通費用であるSPC管理経費、保険料、法人税、利益等に相当する部分は個別にサービス対価を設定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
2	運営業務にあたる者	12	2	(4)			イ 5)	本施設は、宇治の歴史・文化や国指定史跡宇治川太閤堤の歴史的価値を公開・発信する目的の施設である為、文化財保護法第53条第1項ただし書きの規定に基づく公開承認施設にも該当する施設と考えます。 その為、登録博物館・博物館相当施設以外に国宝や重要文化財の公開に適した施設として文化庁長官から承認されている公開承認施設の実績も本件要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	同条に規定される「公開承認施設」であれば実績要件を満たすと認めます。詳細は募集要項等に記載いたします。
3	参加資格の喪失	12		(4)				P.10に規定される（4）参加資格 才 2）の但書にて、「市長が特に必要であると認められる場合は～この限りではない。」との記載がございますが、これを満たした場合で、かつ参加資格のある企業である場合には、審査対象としていただけませんでしょうか。	個別の事情により判断します。
4	選定委員会及び選定委員	12	2	(5)				「選定委員会及び選定委員は非公開とする」とありますが、選定委員を公表していただけないと「資本面もしくは人事面において関連がないこと」や「不正な働きかけ・接触を行っていないこと」に関して、判断ができないと思料されるため、選定委員に関しては公表していただきたく存じます。	事業者が、選定委員と資本面もしくは人事面において関連があった場合であっても、選定委員であることを知らずに参加したと市が判断した場合には、参加資格を有することとします。また、選定委員と知りながら不正な働きかけ・接触を行った場合には、本事業の参加資格を喪失するものとします。
5	リスク分担（物価変動リスク）	20						工事費等に関するインフレ・デフレについては、設計・建設期間が2年6ヶ月あるのに加えて、価格提案から事業契約までが6ヶ月以上あることから、その物価変動リスクを全てSPCが負うことは、昨今の物価変動を勘案すると、SPC側で全て負担することは適正なリスク分担とは言えないと思われるため、市側も一定のリスク負担をお願いしたく存じます。 仮に、工事費等に関する物価変動リスクを市側で負担していただける場合には、建設物価の建築費指数等を指標とした、実際の適用をしやすい簡易な方法を採用していただきたく存じます。	ご意見として承ります。
6	リスク分担（建設着工遅延リスク）	20						市の指示、提示条件の不備、変更によるもののみ市のリスク負担となっておりますが、事業そのものへの住民反対や法令変更等により着工が遅れる場合も想定されます。この場合までもSPCのリスクとするのは不合理と考えますので、ご検討お願いいたします。	ご意見として承ります。